



令和2年度 第2回企画広報委員会の開催

第2回企画広報委員会を令和2年8月6日(木)、協会会議室で開催した。

1. 議 題

(1) 「えひめの資源循環」第6号(8月号)

企画編集について

- ・表紙写真 ④の写真に決定
- ・裏表紙写真 ⑩の写真に決定
- ・1週間以内に修正等を連絡する。

(2) ホームページについて

- アクセス解析について・・・4月から6月の報告。
- サイドバーorトップページに有料で広告を募集してはどうか
- ・アドグロウに提案してもらい次回検討する。

(3) 40周年史の発行について

- 表紙デザインについて・・・①に決定
- レイアウト等について
- ・回想、思い出の名前下へ協会役職の年代(何年～何年)を入れる。
- ・植樹の写真と現在の桜の写真を入れる。
- ・40年の歩みを各担当が2年分ずつチェックし社会の動き・愛媛県の動きを追加する。(8/21まで)
- ・11～12年片岡、13～14年岩田、15～16年濱口、17～18年貴田、19～20年西村
- ・富久委員長は後日全体をチェックする。
- ・レイアウトの変更や入れたい写真、誤字脱字等は8/21までに連絡する。

(4) その他

① 「えひめの資源循環」第7号(11月号)

の表紙について

- ・表表紙…三島神社のイチイガシ…撮影は岩田委員
- ・裏表紙…第63番札所 密教山 胎蔵院 吉祥寺…撮影は片岡委員
- ・新年号の表表紙…30周年に植樹した桜
- ・次回委員会で表表紙5月号以降分として、天然記念物一覧の各担当地区の中から候補を推薦する。

② 次回委員会の開催日について

- ・第7号(11月号) 令和2年11月4日(水)13:30～に決定。
- ・編集後記…貴田委員

上記の内容について協議し、「えひめの資源循環」第6号(8月号)を8月末に発行した。



令和2年度 第2回総務委員会の開催

第2回総務委員会を令和2年8月20日(木)東京第一ホテル松山で開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

(1) 次期（R3～4）協会体制について

事務局より資料に基づき、次期役員選考について、会長及び副会長の選考方法、役員任期を四国他県協会や全産連と任期を統一、理事・監事の地区割り当て数及び出席率の良くないものの取り扱いについて説明があり、引き続き委員会で検討し理事会に諮ることとなった。

事務局より資料に基づき、地区活動について、西条地区と今治地区が合併に向けて協議を開始及び支部災害対策会議の運営について説明があった。

事務局より資料に基づき、災害廃棄物支援活動について、協定に基づき市町からの支援要請があった場合の協会対策本部及び支部対策本部の運営強化をどう図っていくかについて説明があり、引き続き検討していくこととなった。

(2) 顧問・行政懇談会について

事務局より資料に基づき、顧問・行政懇談会、懇親会の10月5日(月)の開催及びコロナウイルス感染症対策について説明があった。

(3) その他報告

事務局より資料に基づき、8月1日付けで西条地区の会長及び事務局が交替した旨の説明があり、総務委員会の委員に本田明理事を8月1日付けで追加委嘱し本委員会から出席し挨拶してもらった。



令和2年度 第3回理事会の開催

第3回理事会を令和2年10月5日(月)リジェール松山クリスタルホールで開催した。議題及び協議結果は以下のとおりとなった。

1. 議 題

(1) 顧問・行政懇談会について

事務局より資料に基づき、顧問・行政懇談会の協議事項について、内容及び発表者等について説明があり承認された。

(2) 次期（R3～4）協会体制等について

事務局より資料に基づき、前回理事会から検討している次期役員選考、地区活動及び災害廃棄物支援活動について、総務委員会で協議している内容が説明され、次回理事会で報告することで承認された。

(3) 産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について

事務局より資料に基づき、愛媛県より令和2年9月4日付け2循第408号で産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について循環型社会推進課長からの再通知の内容と、併せて協会の平時の火災予防対策及び火災発生後の対応についての内容を説明し、安全衛生管理研修会やHPで周知徹底することで承認された。

(4) 新型コロナウイルス感染症拡大予防ガイドライン定着推進補助金について

事務局より資料に基づき、循環型推進課から標記補助金の案内があった旨と内容及び新聞広告及びPR用資材製作の説

明があり、広くPRする活動を行うことで承認された。

(5) 新型コロナウイルス等感染症発生時における廃棄物処理事業継続計画策定セミナーの開催について

事務局より資料に基づき、標記セミナーと中小企業「事業継続計画(BCP)」策定支援講習会の説明があり、会員の参加を求めることで承認された。

(6) 令和2年度四国八十八箇所遍路道遍路道清掃活動事業について

事務局より資料に基づき、県不法投棄防止対策連絡協議会の今年度予定の説明があり、今年度実施予定の中予地方局不法投棄防止対策連絡協議会と連携して実施を検討していく旨説明があり承認された。

(7) 新規加入及び退会の承認について

事務局より資料に基づき、退会（正会員1社）について報告があり、承認された。

2. 報告事項

(1) 委員会報告

①第2回企画広報委員会（R2.8.6）議事録

②第2回総務委員会報告（R2.8.20）

議事録

事務局より一括して資料に基づき、「40年のあゆみ」の進捗状況など概要説明があった。

(2) 全産連報告

①第10回定時総会（R2.6.29）議事録

②第49回理事会（R2.6.18）議事録

③第50回理事会（R2.7.9）議事録

④第51回理事会（R2.7.22）議事録

⑤外国人技能実習制度の導入方針等について（正副会長会議資料）

事務局より一括して資料に基づき、「産業廃棄物と環境を考える全国大会」の開催中止などの概要説明があった。

(3) その他

①今後の行事予定

②産業廃棄物許可申請に係る暫定講習会開催について

③研修会開催計画

事務局より一括して資料に基づき、今後の行事予定、後期暫定講習会については県外受講が認められるなどの説明があった。



令和2年度 3Rシステム等調査研究事業検討会の開催

令和2年度第1回3Rシステム等調査研究事業検討会を9月7日(月)に東京第一ホテル松山「スカイブリリアン」において3密の回避に配慮しながら開催しました。

この検討会は、令和2年度愛媛県産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業の助成を受け、会員企業と学識経験者及び行政関係者で構成されるメンバーが、3Rリサイクルシステムや再資源化技術について、会員アンケート調査結果を分析検討し、調査研究視察を行って循環型社会ビジネスの事業化や最新の法改正や助成制度等について取りまとめるものです。

会員アンケート調査結果から、興味がある技術等として①選別技術、②廃プラ・廃金属・炭素繊維のリサイクルの研究開発状況、③LiB共同回収システム、④廃石膏ボードリサイクル、⑤廃木材リサイクル、⑥下水道汚泥固形燃料化リサイクルがありました。

協議検討の結果、①調査研究視察については、炭素繊維リサイクル技術、LiB共同回収システム及び下水道汚泥固形燃料化リサイクル技術となりましたが、新型コロナウイルス感染症対策のため視察受け入れ中止となっている事業所が多く、状況を見ながら実施する。②法改正等の調査。③助成制度についての調査研究となりました。

また、愛媛県から現在策定に向けて検討を進めている「愛媛県ごみ処理広域化・集約化計画(仮称)」について説明がありました。



資源循環促進税活用事業



令和2年度 優良産業廃棄物処理業者育成研修の開催

愛媛県からの受託事業である優良産業廃棄物処理業者育成研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。



○産業廃棄物に係る許可手続き研修

開催日 令和2年8月20日(木)
場所 リジェール松山
受講者数 61名

研修内容

- ①開講挨拶
- ②講義

「産業廃棄物に係る許可手続きについて」
(講師 仲村 正美氏)



○産業廃棄物処理の実務者研修（基礎編）

開催日 令和2年9月15日(火)
受講者数 69名

研修内容

- ①開講挨拶
- ②講義「産業廃棄物処理の基礎」

(講師 岩田 隆氏)





2020年度 暫定講習会の開催

廃棄物処理法に規定された産業廃棄物処理業の許可申請等に必要な専門的知識・技能の修得のため、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが毎年実施している講習会が、今年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、パソコンで講義動画を視聴して受講し、会場で試験を受ける2段階形式の暫定講習会として開催しています。

なお、愛媛県の試験は松山市のリジェール松山で以下のとおり開催された。



試験日時	講習会（課程）	受講者数
2020年9月29日(火)15:00	産業廃棄物の処分課程（新規） （収集・運搬課程追加受講）	15 10
2020年9月29日(火)15:00	特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	10
2020年9月29日(火)15:00	特別管理産業廃棄物の処分課程（新規） （収集・運搬課程追加受講）	4 4
2020年9月30日(水)9:30	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	40
2020年9月30日(水)13:00	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	50
2020年9月30日(水)15:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	33
2020年10月1日(木)9:30	産業廃棄物の収集・運搬課程（新規）	15
2020年10月1日(木)13:00	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	49
2020年10月1日(木)15:30	特別管理産業廃棄物管理責任者に関する講習会	20
2020年10月2日(金)9:30	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処分課程（更新） （収集・運搬課程追加受講）	36 22
2020年10月2日(金)13:00	産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の収集・運搬課程（更新）	39



令和2年度 松山市受託安全衛生研修会の開催 (産業廃棄物処理業者研修事業)

松山市受託の産業廃棄物処理業者育成事業である安全衛生研修会を、専門の講師を招き産業廃棄物処理業者を対象に下記の日程で開催した。

○安全衛生研修会

開催日 令和2年10月16日(金)

受講者数 36名

研修内容

①開講挨拶

②講義

「えひめ産業資源循環協会の
労働災害防止計画について」

(講師 えひめ産業資源循環協会
専務理事 水口 定臣)

講義

「基礎から学ぶ労働安全衛生法セミナー」

(講師 中央労働災害防止協会

中国四国安全衛生サービスセンター

四国支所長 高橋 淳氏)





令和2年度 顧問・行政懇談会の開催

令和2年10月5日(月)、リジェール松山「クリスタルホール（8階）」において、令和2年度顧問・行政懇談会を3密に配慮して開催しました。出席者は、西山会長以下当協会理事監事、顧問の森高県議、西原県議、西田県議、行政からは、愛媛県県民環境部岸本部長外、松山市環境部廃棄物対策課門屋課長外合計36名でした。

I 開会

II あいさつ

西山会長から「産業廃棄物処理業は産業活動を支えるとともに県民の生活環境を保全する重要な社会インフラであるため、社会の安定維持の観点から新型コロナウイルス感染症対策が求められる事態の中での業務の継続が求められており、業界で5月に作成した産業廃棄物処理業における新型コロナウイルス感染予防対策ガイドラインに基づき、会員一同が①個々の職場の特性に応じた感染リスクの評価と対策、②3密の徹底回避、③従業員への感染拡大防止策の徹底充実を実施し、従業員等の感染防止を含む安全衛生を確保しながら操業を続けております。また、県の優良産業廃棄物処理業資源循環促進支援事業費補助金など引き続き活用して、より一層会員の3Rシステム事業化促進と災害時において迅速な



復旧支援活動ができる災害対応能力の向上を図っていきたいと考えておりますので、ご指導ご支援のほどお願い申し上げます。」と開会のあいさつが行われました。

引き続き顧問を代表して森高県議会議員から「業界の課題というものはいろいろあると思います。百年前のスペイン風邪が3年ほど猛威をふるってたくさんの方が亡くなった後に何が来たかということ、「関東大震災」が来たということでもありますから、東南海もそう遠くない時期に来るのではないかとという学者もおりますので、災害廃棄物の問題について、2年前の南予で学んだことをいかに我々が活かせるかということが、業界にも行政にも議会にも問われているのではないかと思います。」とのあいさつをいただきました。

引き続き行政を代表して岸本県民環境部長から「本年7月に貴協会から新型コロナウ



イルス感染症対策に係る心温まるご寄付をいただきお礼を申し上げます。さらに貴協会は今年で創立40周年という記念すべき節目の年を迎えられました。皆様方の熱意とたゆまぬ御努力に対し、深く敬意を表します。さて、廃棄物処理業務は県民生活や経済活動の安定確保に不可欠な業務であり、このコロナ禍においてその重要性や存在意義が一段と高まっております。皆様方におかれては、感染拡大防止に向け、これまでと同様に十分な対策を講じ、感染性廃棄物を始めとした廃棄物の適正な処理に引き続きご協力・ご尽力をお願い申し上げます。また、西日本豪雨災害による災害廃棄物の処理については、本年5月末にすべて完了し、各市町の災害廃棄物処理計画については1月末に策定が全て完了しました。しかしながら、発生が危惧されております南海トラフ地震や台風・豪雨災害など自然災害はいつどこで発生するか分かりません。県としては、西日本豪雨災害での教訓や、昨年6月に締結した「災害時における災害廃棄物等の処理等の協力に関する協定」をもとに訓練等も実施しながら、より実効性のある災害廃棄物処理体制の構築に努めてまいりたいと考えておりますので、引き続き貴協会のご協

力・ご尽力を賜わりますようお願い申し上げます。」とのあいさつをいただきました。

Ⅲ 出席者紹介（自己紹介）

Ⅳ 行政提供情報

1 産業廃棄物処理業許可講習会の修了証の取扱いについて（愛媛県）

産業廃棄物処理業許可講習会の修了証の取扱いについては、講習会の一部が中止・延期になったことを受け、令和2年4月2日付けで産業廃棄物処理業の更新許可申請において、講習会の修了証の写しを添付することが出来ない場合でも、申請を受理し、当面の間、申請者の産業廃棄物処理を認める取扱いの通知をしておりましたが、今般、JWセンターによるオンライン講義等を活用した暫定講習会が開催されていることから、10月2日付けで「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物の処理に関連する暫定講習会の開催に伴う新規・更新許可事務の留意事項について」という通知を出しました。通知の概要は、①既に講習会修了証未添付で更新許可申請を行っている者は、直ちに暫定講習会を受講の上、講習会修了証を提出すること。②今後更新許可申請を行う者は、原則として、申請時に講習会修了証を添付すること。③②については、新型コロナウイルス感染拡大防止等の観点から、やむを得ない理由により暫定講習会の受講が困難である場合は、受講困難である理由を記載した申立書を添付することにより、講習会修了証未添付で更新許可申請を受け付けることとし、当面の間、産業廃棄物処理を認めることとする。④新規許可申請者については、原則として、暫定講習会を受講の上、講習会修

了証を添付した許可申請を受理するものとする。

今後、産業廃棄物処理業の更新を迎えられる方々は、通知の内容を確認し、許可申請にあたり不明な点等があれば、早目に管轄の保健所に相談するようお願いします。

2 産廃処理施設の火災について（愛媛県）

今年度に入っても火災が頻発して発生していることから、令和2年9月4日付けで「産業廃棄物処理施設等における火災対策の徹底について」という通知を協会、破碎施設を有する処理業者に発送しました。この通知の内容は、①所有する施設における火災発生防止のために定期的な検査や清掃の必要な措置を行うとともに、防火管理を徹底すること。②初期消火や所管の消防署への通報の他、所管保健所へ速やかな報告を行うこと。③火災原因となる可能性があるスプレー缶、電池、廃油等が混入していないかどうかの確認や、排出事業者への分別の徹底を求めること。③において、今年度県内で発生したある火災の出火原因として考えられているリチウムイオン電池は、内部に可燃性の有機溶媒が使用されており、力が加えられると簡単に発火するということであり、全国的にも発火トラブルが急増しています。リチウムイオン電池はモバイルバッテリー、電子タバコ等の充電器等に含まれています。受入れ段階や処理を開始する前段階において、当該廃棄物が混入されていないかどうか、より入念に確認することが必要です。処理業者においては、火災発生の事前防止に努めるとともに、万が一火災が発生した場合は、適切な対応をお願いします。

【令和2年10月内に注意喚起用チラシを作成

し、同月内に排出事業者約4,000社へ送付したとともに、県ホームページに注意喚起の情報掲載済み】

〈協会〉

愛媛県内でリサイクル関係の火災がこの2年間で13件も発生しており、理事会でも対応を検討しています。具体的には、誰でもわかる消防訓練の冊子・DVDを配布し、初期消火訓練、通報訓練を年に1回は実施しましょうとか、安全衛生管理研修会における松山市消防局の講演、火災に重点を置いた安全性パトロールの実施などです。我々が従来予防できることについては、各社、各会員が積極的に実施しておりますが、排出事業者、会員も含めてリチウムイオン電池類などは、本当に見つけ出すのが困難で、どこで発火するか分からない。使用者がいかにか捨てるかという注意喚起も積極的に行政から産廃・一廃を問わず行っていただかないと、どうしても防ぎようがない火災が発生します。我々も勿論、業として細心の注意を払ってまいりますが、行政の方からも排出事業者、個人の方々へ積極的に小型電式電池は火災の恐れがあるということ強く発信していただければと思います。

〈愛媛県〉

火災の報告では、「原因不明、ただし、原因はリチウム電池しかない」ということが多いのが最近の状況です。皆さま方においても、排出事業者と直接的な関係がありますので注意喚起をお願いできたらと思います。行政も排出事業者対策を行いますので、お互い協力してやっていきたいと思います。

〈松山市〉

松山市では市内の事業者に対し事業系廃棄物の分別方法や処理に必要な情報が記載され

た「事業場系ごみ分別はやわかり帳」を作成しています。今回「リチウムイオン電池やボタン電池の排出の仕方について」意見がありましたので、今後の改訂作業の参考にしたいと考えています。

3 土砂条例の一部改正について（愛媛県）

「愛媛県土砂等の埋め立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」いわゆる土砂条例は昨年5月改正施行されました。これは、平成11年に県外事業者が県外から産業廃棄物である建設汚泥を土砂と称して持ち込み不法投棄した事件を契機として、廃棄物の不法投棄が悪質化、広域化している現状を踏まて、平成12年に土壌汚染や崩落による災害発生の防止を目的として制定したものです。この条例は、全ての埋め立て等について土砂基準及び水質基準の遵守や災害の発生防止措置を義務付け、基準等に適合しない埋め立て等を全面的に禁止しています。また、3千平米以上の土砂の埋め立てを許可制とし、許可事業者に対し搬入土砂の届出や水質検査等を義務付け、土壌汚染や水質汚濁をチェックするとともに、構造基準を設定し、パトロールや立入調査を実施するほか、関係住民の求めに応じて書類を閲覧させるなど、行政と住民が一体となって適切な埋め立てを監視できるようにしています。さらに、全ての埋め立て等について立入り検査ができるほか、土地提供者に対しても報告や資料の提出を求め、違反者に対して直罰を適用できるなど、全国でも厳しい規制内容となっており、県民生活の安全確保と生活環境の保全に大きな役割を果たしてきたところです。しかしながら条例施行後約20年経過し、社会経

済情勢の変化や豪雨災害による土砂崩落が懸念される中、搬出元の特定困難な県外土砂の搬入などが確認されたことから、不適正な埋立ての未然防止や早期対応をさらに推進するため、5月から完全に施行されました。

改正の主なねらいは、不適正な土砂等の埋立ての未然防止、拡大防止を図るための規制強化ですが、一方で、施工期間が短いものについては水質検査回数の見直しや、災害時における搬入手続の簡素化を図るなど、規制の強化と緩和によるメリ張りのきいた内容となっています。主な改正内容は、次の五つです。

①土砂等の不適正な埋め立ての対応強化として、②廃棄物処理法違反者、暴力団関係者等を排除するための特定事業者に係る許可の欠格事由の拡大、③施工計画や構造基準に適合しない事実のみをもって行うことができる改善命令の導入④特定事業場における搬入土砂の展開検査の実施、管理台帳の作成・保管⑤不適正な埋め立てや県外土砂による埋立ての事業完了後2年間の水質モニタリングの実施を義務化⑥土砂搬入の届出期限を搬入前の3日前と設定し手続を明確化。

②地域住民の安心・安全の確保ということで、特定事業の許可を申請するに当たっては、周辺住民に対し事業概要等を周知する説明会の開催等の義務付けを行っています。周知の対象範囲は一義的には許可申請者が個々の特定事業の内容や地域の実情に応じて、市町・自治会等の意見などを十分踏まえて決定するものですが、その範囲が不十分であると認められる場合には、行政指導としてさらなる周知を求める場合もあり得る。

③罰則の強化として、改善命令や土砂管理台帳の作成・保存義務違反に対する罰則の新

設、措置命令違反や無許可での特定事業の実施など、重大な条例違反に対する罰則を1年以下の懲役から2年以下の懲役に引き上げ。

④豪雨等の災害時の対応強化として、災害発生土砂の迅速かつ円滑な処理のため、事後の土砂調査結果の提出を条件に既存特定事業場への搬入が出来る。

⑤規制緩和ということで、施工期間が1年以下の特定事業の水質検査を半年に1回から事業完了時の1回のみ緩和した他、土砂量、面積の減少や10%未満の増加等は変更許可の対象から変更届出の対象とした。

今般施行された改正条例については、事業者向けの申請の手引きや、リーフレットを作成するとともに、相談や指導を丁寧に対応するなど潤滑な施行に努めています。条例の適正な運用に努め、違反に対しては、厳しい処分を科すとともに、不適正な土砂による埋立て行為や廃棄物の不法投棄の防止を図ってまいります。

4 産業廃棄物実態等調査について(愛媛県)

県では、廃棄物に関する施策の在り方を定める「第4次えひめ循環型社会推進計画」を改定し、令和3年度から7年度までの「第5次えひめ循環型社会推進計画」を来年度中に作成する予定としております。計画基礎資料とするため、県内の排出事業者約4,000社と県内の産業廃棄物処分業者248社に対し、令和元年度の産業廃棄物の処理状況などについて、愛媛県産業廃棄物実態調査を実施していますので、調査のご協力をよろしくお願い申し上げます。

5 3R月間、食品ロス等の取り組みについて(愛媛県)

県では、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の構築に向けた取り組みとして、優良リサイクル製品や3Rに積極的に取り組む事業者等の活動を紹介する「愛媛の3Rフェア」をエミフルMASAKIで開催しており、えひめ産業資源循環協会青年部にも、平成29年度より出展いただき、人気の体験コーナーを設けていただくなどご協力をいただきありがとうございます。

さて、プラスチックは、私たちの生活に利便性と恩恵をもたらした一方で、プラスチックごみによる海洋汚染は、水産業や観光業にも深刻な影響を及ぼしています。そのため、県は、今年3月に市町と連携して「えひめプラスチック資源循環戦略」を策定し、同戦略に基づきプラスチックごみ削減対策を計画的かつ総合的に推進しており、今年7月1日から開始されたレジ袋の有料化義務化に際しては、積極的に県民への周知及びマイバックの使用推進を図ったところです。また、3R推進月間に、「環境にやさしい買い物キャンペーン」を実施し、各小売店に啓発用のポスターを配布するとともに、マイバック持参、環境に優しい商品の購入などを消費者に呼び掛けてもらうなど、買い物を通して、環境に配慮したライフスタイルの実践を促進しています。今後とも、マイバックの積極的利用、レジ袋やプラスチックごみを減らす排出抑制、県民の意識向上、身近にプラスチック代替製品を使用する環境づくりを促進していきます。このため、プラスチック代替製品等の販路拡大や導入のための経費の一部を助成する補助事

業を実施しています。

このほか、県では、県内企業のリサイクル事業等を促進し循環型社会ビジネスの育成を図るため、「資源循環優良モデル認定事業」を実施し、他の模範になるようリサイクル製品や3Rに積極的に取り組む事業所・店舗等を優良モデルに認定しております。

食品ロス削減推進法が昨年10月に施行され、県では、食品ロス削減対策を計画的かつ総合的に推進するため今年度内に「愛媛県食品ロス削減推進計画」を策定予定です。現在、食品ロスの実態を把握するため、家庭系食品ロス実態調査を県内3ヶ所、事業系食品ロス実態調査を県内食品関連の4,000事業所にアンケート調査を行っています。今年度から家庭での余剰食品や企業の災害備蓄食品などを引き取り、子ども食堂や福祉施設へ無料で食品を提供する福祉活動を支援するため、フードバンク活動という事業も実施しています。今月10月の「3R推進月間」に合わせて食品ロス削減月間と定めております。食品ロスを発生させないよう「3010運動」の推進をお願いします。

6 「STOP! コロナ差別～愛顔を守ろう～」キャンペーンについて（愛媛県）

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、感染者や濃厚接触者、医療従事者や医療事業所の方など、私たちの安全や安心、生活を支える方々への差別や偏見・誹謗中傷が全国的に問題になっています。県では、知事記者会見における注意喚起、県ホームページ等による人権啓発、人権メッセージの動画の配信、各種イベントにおける啓発活動などを行ってきましたが、この度、新型コロナウイルス感

染症に関する差別・偏見の解消を目指すシトラスリボンプロジェクトを展開する民間団体や松山地方法務局、各市町等とも連携して10月1日から啓発キャンペーンを行っていますので、協会でも当キャンペーンの周知とコロナに関する差別や偏見、誹謗中傷の対象防止に協力をお願いします。



V 協議議題

1 災害廃棄物処理について

① 災害廃棄物仮置場の公表について

平成30年7月豪雨災害の被災状況を鑑みると、いずれの地域でも仮置き場の運営には数及び質とも多くの問題があった。令和2年3月31日付け「産業廃棄物処理業者による災害廃棄物に関する支援体制の強化等について」の国通知においても、大規模な災害時に災害廃棄物の仮置場の管理、収集運搬、処理を担う産業廃棄物処理業者とされており、仮置場の管理のためには予め仮置場の場所等が明確になっていれば支援協力体制も事前に検討でき円滑な仮置場運営ができると思われる。行政としては、仮置場選定場所を早々に公表することにより、近隣住民からの苦情・抗議殺到を想定されていると思うが、災害が発生してからでは対応が後手になることが容易に想像がつくため、災害廃棄物処理計画の中で公表し処理業者側の体制整備が出来るようにしてい

ただきたい。

② 市町と協会地区との協議検討の推進について

西条地区では新居浜市から新居浜市災害廃棄物処理計画について協議をしたい旨の申し入れがあり、3回の協議を行ったがその中で地区として災害廃棄物仮置場毎に幹事社グループを決めて対応する体制を構築した。今後残りの市町においても同様の協力支援体制が構築できれば円滑な仮置場運営等が出来ると思われるため、県において協会地区と各市町の個別協議の場の設置をお願いしたい。

③ 災害廃棄物処理のスキームについて

災害廃棄物は廃掃法で産業廃棄物に該当しないことから全て一般廃棄物として処理されることとなっているが、市町の一般廃棄物処理計画に具体的に入っていないことから、大量の災害廃棄物が発生した場合は廃掃法の特例等の省令改正が多く行われて民間で処理されている。これら災害廃棄物を産業廃棄物処理業者が受託した場合、零細な企業が多く大量の災害廃棄物を処理するには再委託や再々委託も必要になるが、包括受託した時のみ再委託できる制度になっており、現在の廃掃法の枠組みの中で大量の災害廃棄物処理は困難であり、省令改正などではなく一般廃棄物及び産業廃棄物に新たに災害廃棄物の枠組みを作り、再委託等も行いながら民間で迅速に処理することが必要ではないか。

④ 災害廃棄物処理に関する市町の指導助言等について

市町村が作成している計画やマニュアルは、あらゆる事象を想定したもので作成さ

れているが、具体的内容の未記載や当該地域の特色に合わせた支援体制の記載などがされていないこともある。また、令和元年6月24日県及び全市町と協定を締結させていただいた「災害時における災害廃棄物等の処理等に関する協定」の第5条情報提供に基づき、令和2年2月14日に県及び市町に資機材調査結果を送付し協定に基づく地域防災計画や災害廃棄物処理計画の提供をお願いしたが提供していただけたのは松山市と愛南町の2市町だけであった。地域防災計画は県市町ともホームページに掲載されているが災害廃棄物処理計画は掲載されていないところも多い。このため、県からの市町に対して強力な指導を行っていただき、市町災害廃棄物処理計画や実務マニュアルを現実味のあるものへ仕上げていただき、見える化を意識した公表をされること等市町のスキルアップをお願いしたい。また、平成30年7月豪雨災害の際には、7月30日付で支援要請の方法が示されておりますが、新協定に基づく第4条の協力要請、第6条報告等について再度お示し願えたらと思います。

《愛媛県》

- ① 災害廃棄物仮置場の事前確保については、平成30年7月豪雨災害対応検証委員会でも取り上げられており、仮設住宅の建設用地等と重複しないように、市町と連携して優先順位を付けた候補地の選定に努めています。平時に災害廃棄物処理計画等に具体的な仮置場候補地を掲載して公表することについて市町の意見を聞いたところ、公有地であってもあらかじめ地元住民への説明や同意が必要であるので難しいという意見が

多く、一律に候補地を公表することは困難と考えています。しかしながら仮置場候補地を一般に広く公表しなくても、仮置場の管理運営に関し地元市町と処理業者間で情報共有をすることは可能と考えており、市町と協議を進める中でシミュレーションや想定訓練をしていく中で、工夫して情報交換していくことが出来るものと考えています。

- ② 協会地区との協議検討の推進については、地元業者と具体的な協力体制について話し合う取り組みは、県の災害廃棄物処理のモデルケースになると思います。保健所、市町、資源循環協会地区等で構成するブロック別災害廃棄物対策協議会で事例紹介するとともに、各市町と協会地区の個別協議の場について、協議会の議題として県から提案し、個別協議の場の設定を進めることとしたい。
- ③ 災害廃棄物処理のスキームについては、災害時においては多種多様な廃棄物が一度に大量発生するので、処理体制の確保の観点から平成27年度の法改正により災害廃棄物処理の再委託が可能となりました。ただし、再委託業者からの再委託、再々委託は現行制度では禁止されておりますので、ご注意ください。仮置場内の整備や廃棄物荷下ろしの交通整理など廃棄物処理に該当しない作業は、再委託も再々委託も禁止対象ではありません。県としても現状の特例の規定で十分とは考えていないので、今後も災害廃棄物処理に係る制度の見直しや災害廃棄物処理の再々委託等の検討を国へ要望していきます。また、省令改正ではなく廃棄物処理法を改正し、災害廃棄物と

いう新たな枠組みについては、平成27年の法改正時における国会で議論になったものの新たな仕組みを整備するよりも、既存の市町村の一般廃棄物処理体制を最大限に活用し、災害の規模に応じて対応を行うことを基本とする方が、さまざまな災害に適切かつ柔軟に対応できるということで、当時新たな枠組みを設けず特例措置で対応することになったと聞いています。一般廃棄物と産業廃棄物の区分という廃棄物処理法の根幹に関わる問題なので、一朝一夕に実現するような課題ではありませんが、協会においても災害廃棄物処理の見直し等について、全国団体を通じて国に対して要望をいただけたらと思います。災害廃棄物の処理は被災地の復興の一丁目一番地でございます。円滑かつ迅速な処理には産業廃棄物処理業者さまのご協力無くしてはあり得ませんので、今後ともオール愛媛の産業廃棄物処理体制の構築に向けてご協力をお願いしたい。

- ④ 災害廃棄物処理に関する市町の指導助言等については、地元業者と市町で万が一の災害廃棄物の対応について、平時から情報交換をするなど災害を想定した具体的な体制構築は重要と考えており、ブロック別災害廃棄物対策協議会や災害廃棄物の訓練等を通じまして、県は市町の体制構築や職員のスキルアップを今後支援していきます。また、災害廃棄物処理の新協定に基づく協力要請の具体的な事務取扱いや解釈につきましても、早急にお示ししたいと考えています。

2 新型感染症に伴う廃棄物取扱いへの注意 及び物資調達について

① 新型感染症流行に伴う廃棄物取扱いについて

令和2年3月4日付け「新型コロナウイルス感染症に係る廃棄物の適正処理等について」の国通知では、廃棄物処理における新型インフルエンザ対策ガイドラインにおいては、「新型インフルエンザの感染者が使用したマスクやティッシュ等の呼吸器系分泌物が付着した廃棄物」は「ゴミ袋等に入れ封をして排出するなど、通常のインフルエンザの感染に伴い家庭等から排出される廃棄物と同様の取扱い方法で適正に処理されれば、廃棄物を媒体とした新たな感染をもたらすおそれはないと考えられる。」としており、家庭等において新型コロナウイルス感染症の感染者が使用したマスク等の廃棄についても同様の取扱いをすることで感染を防ぐことが可能と考えられることから、この点についてウェブサイト等を通じて住民等に周知するよう努めることとされている。このため、感染性廃棄物以外の廃棄物においても、ウィルス付着物の混入・露出など、収集・処分の過程において感染性医療廃棄物以上に取扱いによる感染リスクが高いと思われる廃棄物があるため、排出者側への排出方法について、一層の注意喚起を促していただきたい。

② 新型感染症流行時の物資調達について

新型コロナウイルス流行に伴い、個人防護具等が急激に不足し、入手困難な状況になり、国からは、廃棄物の処理は日々の国民の生活や経済活動を支える必要不可欠な社会インフラであり、安定的に業務を継続

することが求められていることから、産業廃棄物処理事業の継続に必要な個人防護具等の確保等について文書が産廃主管部局長宛に出された。協会でも、マスクについては、中国からの輸入ルートにより5月下旬から6月上旬にかけN95防塵マスク5,760枚、サージカルマスク42,500枚を希望会員に配布できた。将来、新たに感染症が流行することを想定し、医療現場および感染性医療廃棄物処理の最前線で活躍する人達が、極力労せずこれらの個人防護具等を調達できるルートを設けていただきたい。

《愛媛県》

- ① マスクやティッシュ等の廃棄物については、ゴミ袋に入れて密封して排出するなど、季節性インフルエンザと同様の取扱い方法で適正に処理されれば、廃棄物を媒体とした感染の恐れはない。感染者がいる家庭のゴミの捨て方については、環境省からさまざまな広報資料が提供されており、4月の感染拡大期には県内でも一部の市町がホームページや市町の広報誌などで注意喚起に努めた。今後の新型コロナウイルス感染症の再拡大に備え、自宅療養者や無症状感染者の排出ゴミから収集運搬・処分業者への感染を防止するとともに、これらの従事者の不安を解消するため8月補正予算に、感染症対策のためのゴミ適正処理のすすめ広報事業を計上したところであり、ゴミの適正な排出方法についてメディアを通じて県民に強力に注意喚起していきたい。また、「新型コロナ感染症発生時の事業継続計画」につきましても是非策定をお願いします。
- ② 感染第一波の3月から4月においてマスク等、防護服、あるいは消毒液等の入手が

困難となり、大変苦勞されたと聞いています。廃棄物処理事業は、国民生活、国民経済の安定確保に不可欠な業務と位置づけられており、新型コロナウイルス感染症対策ガイドラインでも、廃棄物収集、処分作業時にマスク等の着用を求めています。これらの物資の不足は廃棄物処理業の事業継続の障害となる大きな問題です。現在、感染縮小傾向にあります。季節性インフルエンザも蔓延する冬場を迎え安心はできないので、個人用防護具の調達ルート確保や調達の斡旋について、今後も継続するように国に対して、主要都道府県産業廃棄物担当課長会議を通じて要望しています。

《松山市》

- ① 新型コロナウイルス感染症に伴う廃棄物の取扱いについては、市のホームページを通じて広く排出事業者にお知らせしているが、今後、県内で再び感染拡大が発生した場合には、ホームページ以外の方法でも事業者に対して注意喚起をしたい。
- ② 今のところ廃棄物処理業者さまからマスク等が不足しているとの連絡はありませんが、今後相談があった場合には、国・県と対応していきたい。

3 愛媛県の域外産業廃棄物の流入規制の緩和について（要望）

平成29年末より外国政府による廃棄物の輸入規制等の影響で国内における廃プラスチック類の処理に支障が出ており、処理のひっ迫した地域の排出事業者から処理の要請がなされているものの、愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき流入規制がされています。民間企業が持続的に成長し、雇用を維持する

ためには、今後縮小する県内の市場を既存の業者で奪い合うのではなく、搬入規制を緩和し環境産業の育成を促すべきであり、県内における産廃処理能力の永続的な確保を維持していく意味でも、継続的な設備投資が必要ですが、現在の規制が継続する状況下では、新たな設備投資が困難になっています。県の指導要綱は30年近く前の散発する不法投棄や悪質業者による不適正処理など廃棄物問題を鑑みて策定され、その後抜本的な見直しはされておられません。その間に大きく変わった廃棄物を取り巻く社会情勢（ゴミ分別の徹底、不適正処理の撲滅、有害物質の適正管理化、廃棄物の原燃料化、優良事業者の育成）や環境法令の変遷、処理施設の飛躍的な技術進化等現状に即した見直し求められるのではないかと考えます。令和2年4月1日付け国通知「優良産廃業者認定制度の運用について」の中には、「域外からの産業廃棄物の搬入規制の廃止を含めた見直し」とあり、要綱の県外産業廃棄物処理の原則禁止を見直し緩和することにより、健全な経営が優良な廃棄物処理事業者を育てるものと思います。

《愛媛県》

本県では県内の最終処分場のひっ迫と新たな処分場の設置が困難な中、県外の産業廃棄物について、無秩序な搬入を禁止するため平成3年に制定した愛媛県産業廃棄物適正処理指導要綱に基づき、県外の受入れ業者に対し、事前協議制を導入した結果、平成5年度に約42万トンであった搬入量について、平成10年には約12.5万トンと大幅に減少しており、その後はほぼ横ばいの傾向となっています。この制度は、県内の最終処分場の安定確保により、県内経済の健全な発展になり、県外か

ら搬入される産業廃棄物による不法投棄や不適正処理の未然防止に加えまして、地域における二酸化炭素の排出削減にも寄与するものであり、市町にも支持され定着しており、県民の安全・安心の確保にもつながるものであることから、現在のところ制度を見直す考えはありません。また外国政府の廃棄物禁輸措置に伴う廃プラスチック類の処理については、随時状況を注視していますが、環境省調査等の結果、東京港・大阪港等の大港湾の輸出ヤードなど一部地域に限定されるものであり、本県や近隣県における影響は軽微であると認識しています。これまでの本制度の緩和にかかる貴協会からの要望に対しては平成24年度の廃油サーマルリサイクルの承認など県としても真摯に対応してきたところであり、廃油の焼却だけではなく、廃プラの破碎燃料化、災

害廃棄物や低濃度PCB廃棄物の焼却など、環境保全上支障がなく、搬入がやむを得ないものについては認めています。なお、優良認定業者は、本県許可業者約2,300のうち、県内業者は11社（令和2年10月31日現在）にとどまっており、協会にもご協力をいただきながら、なお一層の普及に努めるとともに、優良産廃業者のインセンティブについては別途検討をしております。

最後に、懇談会についてそれぞれ顧問から、火災対策については県も混入防止に消費者庁や排出事業者にもっと働きかけてもいいのではないかなどのご意見をいただきました。

VI 閉 会

